

議案第 96 号

瑞穂町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 12 月 13 日

提出者 瑞穂町長 杉浦裕之

(提案理由)

瑞穂町議会の議員の期末手当を改定する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例

瑞穂町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和
31 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 177.5」を「100 分の 180」
に、「100 分の 192.5」を「100 分の 195」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。
(令和 2 年 3 月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和2年3月に支給する期末手当については、改正後の第5条第2項中「100分の20」とあるのは「100分の25」とする。

瑞穂町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表

新	旧		
<p>第1条から第4条 略 (期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在において、議員報酬の月額に議員報酬の月額の100分の15を加算した額に、3月に支給する場合においては100分の20、6月に支給する場合においては<u>100分の180</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の195</u>を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内(基準日が12月1日であるときは、6箇月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="213 1061 785 1115"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>第6条及び第7条 略</p> <p>別表 略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u> (施行期日)</p> <p>1 <u>この条例は、令和2年1月1日から施行する。</u> (令和2年3月に支給する期末手当に関する特例措置)</p> <p>2 <u>令和2年3月に支給する期末手当については、改正後の第5条第2項中「100分の20」とあるのは「100分の25」とする。</u></p>	略	<p>第1条から第4条 略 (期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在において、議員報酬の月額に議員報酬の月額の100分の15を加算した額に、3月に支給する場合においては100分の20、6月に支給する場合においては<u>100分の177.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の192.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内(基準日が12月1日であるときは、6箇月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="823 1061 1394 1115"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>第6条及び第7条 略</p> <p>別表 略</p>	略
略			
略			